

株式会社 振興いわみざわ

定 款

平成13年10月10日作成
平成13年10月19日公証人証
平成13年11月08日会社設立
平成14年06月28日変更
平成16年05月27日変更
平成19年10月04日変更
平成21年05月26日変更
平成24年01月16日変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 振興いわみざわと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 公共施設の維持管理に関する業務の受託
- (2) 各種イベントの企画及び運営に関する業務
- (3) 都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
- (4) 不動産の売買、交換、賃貸、仲介及び管理運営に関する業務
- (5) 店舗等商業及び観光施設、駐車場・休憩所等商業基盤施設の取得、建設及び管理運営に関する業務
- (6) 食料品、酒類、清涼飲料水、たばこ、日用雑貨、民芸品などの小売販売、委託販売及び宅配に関する業務
- (7) 飲食店の経営及び受託業務
- (8) 商業振興に係るコンサルタント業務
- (9) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道岩見沢市に置く。

(公示の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行株式の総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は400株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,600株とする。

(A種優先株式)

第6条 当会社は、剰余金の配当を行なう時は、A種優先株式を有する株主（以下『A種優先株主』という。）または、A種優先株式の登録株式質権者（以下『A種優先質権者』とい

う。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき優先配当金500円を支払う。

- ②当会社は、ある事業年度におけるA種優先配当金の交付額が、前項の規定するA種優先配当金の金額に達しない時は、その不足額は翌事業年度に累積しない。
- ③A種優先株主又はA種優先質権者に対しては、第①項に規定した優先配当金を超えて剰余金の配当を行なわない。
- ④当会社は、残余財産を分配する時は、A種優先株主又はA種優先質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株に付き5万円を支払う。A種優先株主又はA種優先質権者に対しては前記のほか残余財産の分配は行なわない。
- ⑤A種優先株主又はA種優先質権者は、株主総会において議決権を有しない。

(株券の不発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株式等の割当の決定)

第9条 当会社は、募集株式を引き受ける者を募集する場合において、その募集事項、募集株式の申込みをすることにより株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまつ消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第13条 当会社は、営業年度末日の翌日から定期株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第15条 当会社の定期株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第20条 当会社の取締役は6名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第21条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第22条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその取締役の過半数をもってこれを決する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当会社を代表する。

(業務執行)

第26条 社長は、当会社の業務を統括し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐

してその業務を分掌する。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬)

第27条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金配当)

第29条 剰余金の配当金は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払うことができる。
剰余金の配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

上記は現行定款である。

令和7年 4月 1日